

令和3年度第4回生涯学習審議会 会議録

1 日 時

令和4年1月14日（金）14時30分 開会

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）講義室

3 議 題

- （1）東部市民プールの廃止（案）とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について（諮問）
- （2）その他

4 出席委員

土屋委員 大館委員 松本委員 西岡委員
秋山委員 中村委員 山田委員 若松委員

5 事務局

田中教育長 飯塚生涯学習部長 石戸生涯学習部次長兼生涯学習課長
伊藤スポーツ振興課長 新倉図書館長 秋谷博物館長
玉ノ井生涯学習課長補佐 田村スポーツ振興課長補佐 長岡公民館次長
青木スポーツ振興課係長 加藤生涯学習課係長 島田会計年度職員(記録)

6 傍聴者 3人

7 会議録

【14時30分 開会】

（司会）

只今より、令和3年度第4回生涯学習審議会を開催いたします。本日司会を務めます生涯学習部次長の石戸です。よろしくお願いいたします。

初めに、教育長より皆様にごあいさつを申し上げます。

（教育長）

教育長の田中でございます。

本日はご多用の中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様には、昨年、「第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定」に

ついて答申をいただき、誠にありがとうございました。

本日は、「東部市民プールの廃止（案）とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について」の諮問・答申に係るご審議をお願いいたします。子どもたちを中心とする地域の利用者のため、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。本日はよろしくお願いいたします。

（司会）

ここで、教育長から土屋会長へ今回の議題について諮問させていただきます。

（教育長）

【諮問書読み上げ】

どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

教育長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【教育長退席】

（司会）

次に、配付資料の確認をお願いいたします。

会議次第のほかに、事前に送付しました資料「東部市民プールの廃止（案）とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について」、本日配布しました資料2「事前にいただいた意見と市教育委員会の考え」、資料3「東部市民プールの廃止（案）とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について」に関する説明会 質疑・意見」の以上3点です。過不足はございませんか。よろしければ、議事に入ります。

審議会は公開が原則となっておりますので、議事録作成のため、発言等は録音させていただきますのでご了承ください。

それでは、土屋会長に議事の進行をお願いいたします。

（土屋会長）

まず、本日の出席状況を報告します。出席委員は8名で、委員数（12名）の半数以上となりますので、「流山市生涯学習審議会条例」第5条第2項に規定する定足数に達しており、会議は成立していることをご報告いたします。

また、本日は傍聴される方がおります。「流山市審議会等の公開に関する指針」に基づき、これを許可しましたのでご報告いたします。

それでは、次第に従い進行してまいります。

本日の議題は、(1) 東部市民プールの廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について(諮問)、(2) その他となっております。

初めに、(1) 東部市民プールの廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について担当課から説明をお願いします。

(スポーツ振興課長)

スポーツ振興課長の伊藤です。日頃は本市のスポーツ行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

私から3つの資料について説明させていただきます。

まず、資料「東部市民プールの廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について」を事前に送付しておりますが、改めて説明させていただきます。

1 ページをお開きください。背景は、先ほど、諮問の際にも説明したものと同様ですので省略します。

下段、東部市民プールの概要です。利用期間は7月第1土曜日から9月第1日曜日まで。利用料金は一般150円、小・中学生50円。プールの大きさは25メートルプール8コースのほか、幼児用プールがあります。

次ページをお開きください。東部市民プールの現状の写真になります。

3 ページをご覧ください。東部市民プールの主な改修履歴です。主なものとして、平成18年6月にプールサイド塗装改修、平成19年6月に、ろ過機のろ材交換、平成20年6月にプール槽塗装改修を実施しています。下段は利用者数の推移です。利用者数は年々減少傾向にあり、平成23年度とコロナ禍前の令和元年度を比較すると6,760人減少しています。

次ページをお開きください。市内の4つのプールの利用者状況です。同様に減少傾向が見られます。下段、計画の位置付けですが、平成27年8月に策定した市の施設全体の管理に関する基本方針である「流山市公共施設等総合管理計画」では、『プールは利用期間が短く多額の光熱水費や設備など維持管理・保守管理費がかかることを考慮し、近隣の学校プールとの相互利用などを検討しつつ、プール槽やプールサイドの塗装・ろ過装置の更新など多額の更新コストが発生する時期に機能集約や民間施設でのサービスの代替を検討する』こととしています。

また、平成30年11月に策定した施設の用途ごとの計画である「流山市体育施設の個別施設計画」では、東部市民プールは、令和10年までに「大規模改修」する計画となっております。

次ページをご覧ください。東部市民プール開放中止の経緯です。令和3年度は7月3日より開放予定でしたが、ろ過機の故障が判明し、急遽、7月2日に

開放を中止しました。プール槽の水張りを行い、ろ過機を稼働後、数日経過したにも関わらず、プール槽内に砂や枯葉等の不純物があることが確認されたことから判明したものです。専門の業者に確認したところ、ろ過機全体の老朽化が進んでいるため、ろ材の交換や修理をしても正常に稼働するか分からないので、ろ過機の更新が必要とのことでした。このことから、令和3年度は東部市民プールの代替として近隣に設置されている東小学校のプールを学校開放として開放することとしました。下段、東小学校のプールの概要です。プールの大きさが25メートルプール6コース、更衣室・トイレは各男女あります。

次のページをお開きください。昨年夏の開設期間は準備期間の都合により、開放期間は7月31日から8月31日までの32日間、利用料金は学校開放のため無料とし、幼児用プールが無いことから、水深調整台及びコースロープで囲い幼児用エリアを設置しました。下段及び次ページにその様子の写真を掲載しています。左下の画像が幼児用エリアの画像です。下段、開放の結果です。総数で1,725人の利用がありました。内訳は表のとおりです。

次ページをご覧ください。中段、アンケート結果です。今回の開放に当たっては利用者からアンケートを取りました。結果ですが、満足度としては86.8パーセントの方が満足、今後も利用したいかについては89.9パーセントの方が利用したい、次ページの東部市民プールを利用したことのある方に限った満足度についても90.4パーセントの方が満足されていました。

次にその他の課題です。東部市民プールに隣接している東部公民館は駐車場台数が少ないことが課題となっており、施設の満足度調査におけるアンケートでも駐車場に対する要望が多く、規定スペースに駐車できない場合は白線の外側に停めるケースや、公民館の敷地外に駐車するケースが見られるため、利用者の安全面にも問題が生じています。

次ページをお開きください。今後の東部地域のプールのあり方については、次の3つの方向性が考えられます。

- 案1) 東部市民プールを廃止し、跡地に東部公民館の駐車場を整備する。
- 案2) 東部市民プールを存続させる。
- 案3) 東部市民プールを廃止し、跡地に東部公民館の駐車場を整備し、プールは東小学校プールを開放する。

比較内容は表のとおりです。それぞれの案についてですが、案1については東部市民プールを廃止し、代替のプール施設を開放しない場合は将来的なコストこそかかりますが、東部地域からプールが無くなることとなります。現在の東部市民プールから最も近い流山市民プールまでは約5キロメートルの距離があり、市民プールの主たる利用者である子どもたちが徒歩や自転車で向かうのは難しくなります。今回の東小学校プール開放利用者アンケートの結果では、利用者の85.7パーセントが徒歩もしくは自転車で来訪していました。また、東部市民プールの跡地を東部公民館の駐車場に活用することで、東部公民館の

駐車場不足は解決できます。

案2については、現在の東部市民プールのろ過機を更新し、存続させます。幼児用プールやプールサイドが広いメリットがありますが、今後、施設及び設備の大規模改修が必要となります。ろ過機を更新は約1,850万円、プール槽やプールサイドの塗装は約1,250万円、さらには、将来的な建替費用が掛かることとなります。なお、東部公民館の駐車場不足は解決できません。

案3については、東部市民プールを廃止し、東小学校プールを代替として開放する場合は、学校施設を開放することにより、東部市民プールに掛かる大規模改修等の将来的なコストを削減することができます。今回の東小学校プール開放利用者アンケートの結果では、利用者の満足度が高く、学校開放により利用料金が無料になるメリットもあります。一方で、夏休み期間しか開放できないため、開放日数が少なくなることが見込まれます。また、東部市民プールの跡地を東部公民館の駐車場に活用することで、東部公民館の駐車場不足は解決できます。

これらを検討した結果、案1についてはコスト的には最も優れており、駐車場の整備により東部公民館利用者にはメリットがあるものの、東部地域からプールが無くなることから、子どもたちの夏の楽しみを奪う結果になります。案2と案3の比較ですが、市民プールの存続という点では案2が優れていますが、将来的なコストでは案3の方が優れています。市民プールは有料ですが、学校開放の場合無料になります。また、学校開放の場合、夏休み期間しか開放できないため、開放日数が少なくなることが見込まれますが、例年、夏休み期間前の利用者数は少ないことから、大きな影響は無いと考えます。今回の東小学校プール開放利用者アンケートの結果では満足度も高く、東小学校のプールでも代替可能と言えます。さらに、東部公民館の駐車場不足については、案2では解決できないことから、総合的な市民サービスの向上という観点から、案3が最も優れていると考えます。しかしながら、東部市民プールの解体・駐車場の整備費用約6千万円については、財源の確保が必要です。

市教育委員会としての今後の方針については、検討結果を踏まえ、市では、今後の東部地域におけるプールのあり方や課題解決に向け、次のような方針に至りました。「東部市民プールは廃止する」「代替として、今後は、東小学校のプールを学校開放し、利用料は無料とする」「廃止した東部市民プールの跡地は、不足している東部公民館の駐車場として整備する」。

ただし、財源の確保については課題が残りますので検討した結果、東部市民プールの解体・駐車場の整備費用の財源については、解体・駐車場の整備に併せて、東部公民館に未設置の防災備蓄倉庫を整備し防災機能の強化を図ることにより、交付税措置が得られる有利な財源を活用できることから、跡地に防災備蓄倉庫を整備することとしました。

次ページ、参考資料として、位置図、駐車場として整備した場合の台数70

台、近隣市のプールの開設状況を載せています。

引き続き、資料2「事前にいただいた意見と市教育委員会の考え」について説明します。皆さんからいただいた意見では、市教育委員会が示した案に概ねご賛成をいただいております。その中で、いくつかご意見をいただいておりますので、それに対する市教育委員会の考えをご説明します。

1点目、「学校開放では利用料金を取らないのか。」

利用料金については、市民プールとして条例の制定が必要になります。東小学校のプールは国の補助を受けて建設しており、10年間は転用ができないことから、利用料金の根拠となる条例を制定することができません。したがって、学校施設利用規則に基づきプールを開放することから無料となるものです。

2点目、「流山市民プールも廃止して隣接する流山北小学校プールの無料開放も検討すべきではないか。」

流山北小学校のプール開放については現在のところ考えていません。今後、「流山市公共施設等総合管理計画」に基づき、「プールは利用期間が短く多額の光熱水費や設備など維持管理・保守管理費がかかることを考慮し、近隣の学校プールとの相互利用などを検討しつつ、プール槽やプールサイドの塗装・ろ過装置の更新など多額の更新コストが発生する時期に機能集約や民間施設でのサービスの代替を検討する」ことになります。

3点目、「幼児用エリアの安全対策をしっかりとやるべきではないか。」

幼児用エリアの安全対策については、昨夏の開放状況を踏まえ、水深調節台の配置の変更や幼児用エリアの前に監視員を配置するなど、万全を期してまいります。

4点目、「駐車場の整備に当たっては、背後の自然環境を生かせないか。」

東部公民館の駐車場整備に当たっては、公民館の意見も聴きながら自然環境に配慮した整備を進めてまいります。

5点目、「地域住民の水泳機会をできる限り多く確保できるようにされたい。」

小学校の夏休み期間中のみならず、前後の土・日曜日のプール開放についても東小学校と協議します。

6点目、「市内の他のプールも含め、安全点検が必要ではないか。」

流山市体育施設の個別施設計画に基づき、他の市民プールについても点検を行い、安全な施設の提供に努めていきます。

7点目、「更衣室には鍵のかかるロッカーが必要ではないか。」

昨夏は入口付近にコインロッカーを設置しましたが、今後は、それぞれの更衣室にもコインロッカーを設置してまいります。

8点目、「将来的には市民プールをつくってほしい。」

東小学校のプールで代替可能と考えており、新たな市民プールを建設する考えはありません。

9 点目、「東小学校とは、十分協議すべきではないか。」

東小学校のプール開放に当たっては、東小学校と綿密に協議し、教育活動に影響の無いようにします。

次に、資料3「説明会における質疑・意見」をご用意ください。

昨年12月26日（日曜日）に東部公民館で開催した地元説明会で出た主な意見と市教育委員会の考えをご説明させていただきます。

当日は11名の参加があり、本日配付した資料1の説明後、意見交換をしました。その質疑・ご意見の主なものについて説明します。

1ページの中段「参加者」から2行目、「東小のアンケートについてですが、これは市民プールよりも東小学校の方が良かったのか、比較をしていたのか知りたいです。」とのご意見をいただきました。

市教育委員会の考えは2ページ、「アンケートを取った時は東部市民プールの廃止は考えておりませんでしたので、東小学校プールの利用者に対するアンケートとして行いました。また、先ほども申し上げた通り、「東部市民プールを利用したことがありますか」という項目があり、そこから抽出したものが先ほどの満足度のデータになります。」と回答しました。

次に、2ページの4行目、「我が家には幼児がいるので7月の土日にも開放していただきたいというのが要望です。」とのご意見をいただきました。

市教育委員会の考えは同ページの下から11行目、「7月、9月の土日については、小学校と調整し、今後開放できるよう検討します。」と回答しました。

次に、同ページの下から2行目、「これが無くなってしまったら東部地区だけプールが無くなってしまって」とのご意見をいただきました。

市教育委員会の考えは3ページの下から11行目、「この地域から公共施設がなくなるのは非常に大きい問題だと考えておりますが、現状この東小学校プールにつきましては、築6年ということもあり、東部地区のプールとして開放していきたいと考えていますので、ご理解いただけますようお願いいたします。」と回答しました。

次に、4ページの上から5行目、「小さい子や赤ん坊の安全性について」心配するご意見をいただきました。

市教育委員会の考えは同ページの下から3行目、「安全対策としては、幼児用エリアの目の前の位置に監視員を配置して監視していました」など、安全対策には万全を期してプール開放を実施していきたいと回答しました。

次に、5ページの6行目、「以前の計画で2028年までに改修とあったので、予算もあったのではないか」とのご質問をいただきました。

市教育委員会の考えは6ページの8行目、「平成27年に策定した流山市公共施設等総合管理計画につきましては、流山市の全ての施設に関わるものでして、その中のプールについては『プールは利用期間が短く多額の光熱水費や設

備など維持管理・保守管理費がかかることを考慮し、近隣の学校プールとの相互利用などを検討しつつ、プール槽やプールサイドの塗装・ろ過装置の更新など多額の更新コストが発生する時期に機能集約や民間施設でのサービスの代替を検討する」と回答しました。

また、同じ方から、5ページの20行目、「改修費用に1,800万かかって解体と駐車場費用に6,000万かかって補助金とか貰うなら、結局いくらになるんですか、それだったら改修したほうがいいんじゃないですか。」とのご意見をいただきました。

市教育委員会の考えは6ページの下から12行目、「防災倉庫を作らない場合は起債が75パーセント可能となり、残りの25パーセントが単年度予算として必要になります。防災倉庫を作る場合は100パーセントを起債として取ることが可能です。また、そのうち20パーセントは特別交付税として返ってきます。」と回答しました。

次に、7ページの2行目、東小学校プールの利用者アンケートについてご意見をいただきました。

市教育委員会の考えは、同ページの中段、「このアンケートは利用者を対象にしたアンケートになりますので、利用者の方々の意見を聞いたものになります。アンケート総数は200件ほどと、総利用者数に対して少なくなっておりますが、これはリピーターの方にはご回答を1件として、重複をなくしている為になります。」と回答しました。

このほか、9ページの上段、東部市民プールの廃止と東部公民館の駐車場は別の問題ではないかというご指摘、10ページの10行目、若い方の意見を反映させてほしいといったご要望をいただきました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(土屋会長)

只今、スポーツ振興課長から説明がございました。事前にご意見をいただいているところですが、今回の説明を受けて、改めて質問やご意見などがございましたら挙手願います。

(土屋会長)

確認ですが、資料3の6ページに「防災倉庫を作る場合は100パーセントを起債として取ることが可能です。また、そのうち70パーセントは特別交付税として返ってきます。」との記載があります。先ほどの説明では「20パーセント」とおっしゃっていたのですが、どちらでしょうか。

(スポーツ振興課長)

「70パーセント」の間違いです。訂正させていただきます。

(松本委員)

資料3の中で、自治会長のお考えが紹介されていますが、お一人だったのか、他はどういったお立場の方だったのか確認させてください。

(スポーツ振興課長)

自治会長の方はお一人、その他に若い方、お子さんがいるような方が3名、東部地区の連合会の方が1名。なお、東部自治会連合会には、予め回覧して参加をお願いしております。

(中村委員)

説明会は1回で終わりですか。

(スポーツ振興課長)

はい。

(秋山委員)

関連ですが、幼児がいるような若い方が3名とおっしゃっていたのですが、資料3の10ページ、「いつも高齢な方が多いですけど、今回は若い方もどんどん意見言っているのですよ。」と参加者の方がおっしゃっていますが、11名の参加者の中で幼児がいるのは3名で、他の方も若い方だったのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

3名の方は子どもがいるようなご発言されていた方で、他はそれよりも年齢的に上の方で、小さな子どもがいる感じではありませんでした。

(土屋会長)

同じく資料3の6ページに「基本的に市の予算は単年度の予算」とありますが、基本的にプール改修等は単年度の会計で実施するものだと考えてよろしいのでしょうか。やはり単年度会計ですと額面は大きくできないですし計画も大きくは変更できないと思うのですが、この案はそうした背景で出ているという理解でよろしいのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

防災倉庫を作る、作らないは単年度会計になりますが、比較は将来的なコストや維持管理費を含めて検討したものです。

(秋山委員)

今回の東部地区に限った質問ではないと思いますが、子どもの時、東部市民プールはじめ、中央・北部市民プールも利用しました。私が子どもの頃からですから、全体的に古くなってきているかと思います。

流山市は人口が増えてきていて、例えば、ここだけでなくとも他市にあるような温水プールとか、新川耕地やクリーンセンターなどのもう少し広い場所に総合施設を建てるとか、東部の方が車で来るとしても、そういった施設を検討されてはいないのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

柏市や松戸市にはクリーンセンターに隣接する温水プールがありますが、流山市では、ほっとプラザ下花輪の温浴施設がそれになります。温水プールについては、今後も計画はありません。

(若松委員)

流山市公共施設等総合管理計画の中で、「プールについては、『近隣の学校プールとの相互利用などを検討しつつ … (中略) … 機能集約や民間施設でのサービスの代替を検討する』と位置付けられていました」とのことですが、社会教育的な施設だけでなく、中学校も含めたすべての学校プールの保守等のあり方も、計画の中に含まれているのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

昨年12月議会で、学校プールのあり方についての一般質問がありましたので、その答弁要旨を申し上げます。

市内全ての小・中学校にはプールが設置してあり、直近ですと東小や八木北、おおぐろの森小、それぞれ3校の建設費は2億円、上下水道は各校平均年20万円、保守点検や維持管理で約30万円、概ね30年ごとに大規模改修が必要となり、プール塗装で700万円、プールサイド塗装に500万円、ろ過機更新に1,200万円が必要になると教育長から答弁させていただきました。

その時、議員から「将来的には民間に委託するのも一つの方法ではないか」とのご指摘があり、それについては、既存の施設の活用、活動場所への移動時間、それと授業中での運動量確保の観点から、学校プールの水泳授業が重要であると考えていると答弁させていただきました。今後、老朽化に伴う大規模改修を必要とする際には、民間に委託することも選択肢の一つとして研究していきますと、教育長から答弁いたしました。

(若松委員)

もし、東部をきっかけに学校開放として学校プールを使うのであれば、逆に市民が使える選択肢が増えるのではないかと思ったものですから質問させてい

いただきました。

(土屋会長)

論点を整理する上で、あらためて東部市民プールと他の市民プールとの比較、いつできて、どんな形・利用状況なのか、といったことを教えていただけますか。

(スポーツ振興課長)

今回はあくまで東部に関しての諮問を検討していただきたいのですが、他の市民プールの状況についてお答えします。

市内には4つの市民プールがございます。東部市民プール以外に本日の会場である中央公民館の駐車場に隣接する中央市民プール、森の図書館に隣接する北部市民プール、コミュニティプラザ内の屋内プールがあります。築年は古い順に、中央が昭和47年、北部が56年、東部が58年、コミュニティプラザが平成3年の開設になります。他の施設は、途中でろ過機を更新しております。

利用状況については、昭和60年度が利用人数のピークで中央・東部・北部の3施設で10万人、コロナの影響がない令和元年度にはコミュニティプラザを含めた4施設で26,718人と、4分の1に減少しております。それは流山市に限ったことではなく全国的な状況で、レジャーの多様化や屋外での紫外線を嫌がるなどの要因があるのではないかと考えられます。

プールの広さは大体同じで、25メートルプールが中央は9コース、東部・北部は8コース、コミュニティプラザは6コースあり、全ての施設に幼児用プールもがございます。コミュニティプラザについては屋根があり、プール使用時期以外には床を張ってテニスができる仕組みになっています。

(松本委員)

資料2の3で「幼児用エリアの安全対策」、資料3の4ページに参加者からの意見ということで、小さなお子さんが足を踏み外して溺れる心配をしています。

以前、他市で利用者が命を落とす事故があり、安全対策には相当気を使って対策を立てなければならないと考えます。教育委員会の考えとして、「水深調節台の配置の変更や幼児用エリアの前に監視員を配置する」とありますが、保護者の方の声は実際にプールを利用されて感じた事をお話になっていると思うので、現状の幼児用施設とやはり似たような形の対策を考える必要があるかと思えます。物理上の理由で難しいのは分かりますが、より安全を確保し、納得できるような策を考えてもらいたいと思えます。

自治会での説明会で、連合会長と個別の自治会長、資料2に提示されている方を見ますと、地域全体としての心配をされているわけで、やはり効率的な行政を推進する上で核となることですので、自治会で理解を得られるよう、丁寧

な説明で対応していただきたいと思います。

（若松委員）

松本委員の意見に、まったく同感です。一般のプールに水深調整台を入れて入れる子どもの年齢は、かなり制限しないと命の危険があるのではないかと考えます。私は水泳指導員として、以前子どもたちに教えていたことがあるのですが、泳げない子より、逆に水慣れした子どもの方が、プールの底が光の屈折で浅く見えるものですから、浅いと勘違いをして深い方に落ちて、おぼれてしまう危険性があります。説明会資料で3人のお子さんをお持ちの方が意見をされていますが、今までのような幼児用プールが無い場合、一般のプールで保護者が複数の子を見るのは非常に難しいのではないかと思います。また、東小学校の低学年の児童で、普段の水泳授業で浅く調節されたプールから、一般開放されたプールに入ったら思いのほか深くて、いつもの感覚で入って溺れてしまう子も出そうな気がします。少なくとも幼児の場合は、きちんとした安全対策の検討が必要であろうと思います。

（大館委員）

学校教育の立場からお話しさせていただきます。

学校現場では学習指導要領にのっとり授業をしますので、小学校でも中学校でもプール授業は必要になりますが、ここ2年ほどは、コロナの関係で更衣室が密になるとの心配があり、学校によっては、なかなか授業ができない状況にあります。これは今後の課題になろうかと思うのですが、小学校でも子どもたちのプールに対するニーズが少しずつ減っているのは事実で、夏休みにプール指導をやっても子どもたちが集まらない実態があります。

学校プールと市民プールの2施設を維持するのは相当なコストがかかることです。市の施策にのっとり検討する必要があるかと思いますが、ただ、学校のプールに関してもかなり老朽化が進んでおりまして、ろ過機が壊れますとプールは使えません。しかも、このコロナで使わない状況が2年続きますと、今季稼働しようとして大変な目にあったのですが、結局、ろ過機は回していないとうまく作動しない状況があり、業者さんにかなり苦勞していただいた経緯がございます。学校のプールに関しても、かなり改修が求められていくだろうと思いますが、幸い東小学校のプールは耐震も、その他の市内のプールと比べても新しいので、一般開放への活用としてはよいのではないかと思います。

2つ目として、ご意見にありましたが、台を入れただけで小さい子を入れるのは私も不安がございます。例えば、簡易式のものでも構いませんので、幼児用のものを別途設けて、そこに監視員を付けるようにしていかないと、小さい子どもに関しては怖いので、自治会の皆様との協議とか、市民サービスというような意味でも行政の方は大変かと思いますが、ぜひ、ご検討いただければと

思います。

屋根付きのプールとのことですが、これは考えている以上に維持費かかります。南部中学校にあるプールは非常に良い施設なのですが、塩素でパッキンがどんどんダメになって、上から降ってきたり、可動式になっていますので開閉の不具合も出ている状況です。どうせ造るなら屋根を付けるだけでなく、長期的に計画をきちんと立てていかなければ難しいのではないかと思います。

(秋山委員)

先ほど、私の質問の回答で近年にはないとのことで、いつになるか分かりませんが、私はきちんとした施設を求める願いはしたいと思っております。子育てをしていて温水プールとはいきませんが、隣接する柏市や松戸市のプールを巡って利用させていただいていました。あと、私は幼児のプールを教える資格を持っておりまして、幼児に手の浮き輪を付けて教えていたのですが、やはり台があっても見ているのは大変でした。小・中学校のプールは児童・生徒の高さに合わせて作っているのでも、生命にかかわることなので、監視員の人数も考えていただいて、事故が起きてからではすまないのでも、ぜひお願いします。

学校のプールを洗うボランティアをしていた時に思ったのですが、せっかくだろ過したりして綺麗にしたのに、学校の施設は夏しか使わないので、使わない時期に市民に開放できないですかと提案したことがあります。そうしたらやっぱり監視したりする人を雇ったりして大変なのだとお聞きして、自分の中で断念した覚えがあります。今回老朽化があって、東小学校を使うのであれば、監視人数は思っている以上に必要だと思います。

もうひとつ、東部公民館の駐車場問題があると思うのですが、資料1の11ページに3つの案の比較がありますが、これだけ見ると私も事前意見で3案が良いのかと思ってしまったのですが、市民の方の意見を見てみると、安易に案3だけでないなと思うんです。案2は駐車場問題が解決できないとありますが、駐車場問題とは切り離してプールの継続をした場合、駐車場を別の所につくるとかは全然考えてないのかと不思議に思ったのですが。

(生涯学習部長)

東部公民館の駐車場問題は今に始まったことではなく、以前から周りの土地に駐車場を拡張できないか検討しておりましたが、そういった場所が無いものから、今まで狭いまの駐車場で対応せざるを得なかったわけです。

今回プールの廃止案があって、その跡地をどうするか、隣接する東部公民館の駐車場にするのが一番有益であろうとまとまった案になります。そういった廃止があって拡張できるとの経緯がありますので、市としては東部公民館に隣接する東部市民プール跡地以外に、現状、駐車場として確保する土地は無いと考えています。

(秋山委員)

案2は駐車場問題が解決できないとありますが、もしプールを継続した場合、駐車場は難しいということですね。分かりました。

(土屋会長)

大分話が煮詰まってきたように思いますが、第1の論点は幼児用エリアを含めた安全対策で、水深調整台を置くだけでは済まないのではないかと、台を置いて仕切りをして、隙間から落ちる危険もあり、若松委員のおっしゃったように、屈折率で誤認識して溺れる可能性もあると考えると、一般のプールを仕切って幼児用として共用するのでは危ないということになり、安全対策の根本的な部分を考え直す必要があるかと思えます。西岡委員はいかがでしょうか。ご意見をお聞かせください。

(西岡委員)

資料1の7ページの写真にある幼児エリア、はっきり申し上げて最低です。この設備で子どもの安全対策を図ろうなどというのは無理です。台の下に隙間が空いて、その下に子どもが潜るとどうなるかお分かりですよ。実際に事故もありました。床そのものの安全性は非常にあやふやだと、これを使うのであれば周りに入らない柵を張り巡らせて下に付ける。業者に依頼して、潜り込めないようにする必要があるのが一点。

高さ制限をしても、足を踏み外した瞬間に溺れてしまうことがありますので、施設や人員配置のマニュアルを作成して、本来であれば今回の資料でも載せてなければならないですが、これだけの安全管理を図っていますと資料に付けていただければ、理解を得られると思えます。今季の話は置いておいて、今後は良い機会ですから、学校施設を借りて利用していくのであれば、市で責任を持って安全管理を図ってもらいたいと思えます。それと、確か文科省から助成金が出ますよね、プール改修なら名目は立つのではないかとと思うのですが。

(生涯学習部長)

東小学校のプール改修に助成金を使うということですか。それはこういった内容の改修を示していますか。

(西岡委員)

東小学校だけでなく、流山市全小学校のプールの見直しを図りたいということで、予算をいただけませんかということです。学校の指導要領に従った事業に関する設備投資というのは、文科省の中で助成されるべきだろうと。助成があれば、予算的にもう少し楽になるのかなと思えます。今、分からなければ検討していただければ。

(生涯学習部長)

学校施設課の案件になりますので。

(西岡委員)

そうですね、私からは以上です。

(土屋会長)

意見も出尽くしたようなので、いったん整理いたします。

もっとこうしたら良いのではないかとか、幼児の安全対策は抜本的に検討し直すこととか、附記する部分は別として、まずは、資料1の10ページに案が3つ明確に書いてあって、どの案にするか検討することが求められています。ろ過機の壊れた現東部市民プールを存続させるのか廃止するのか、という選択肢があります。それから、廃止する場合に代替のプールをどうするのか、東小学校のプールを開放するのか否か、考えなければなりません。そしてもうひとつ、東部公民館で不足する駐車場を、プール跡地に備蓄倉庫とセットで整備するのが適切かも問われており、こうしたいくつもの案が積み重なっている事を理解した上で、どの案にするのか検討する必要があります。

事前意見の回答では、現プールを廃止して代わりに東小学校プールを開放し、跡地に駐車場を整備する3案で良いのではないかというのが、総意であろうかと思うのですが、もし異論が無いなら3案を進めて、何をどう附記していくかについてこのあと詰められればと思いますが、いかがでしょうか。

(西岡委員)

私も意見書では総合的評価に基づいて、東部市民プールは廃止が妥当であろうと思います。それで、付帯的な意見としては先ほど申し上げましたので、こちらの方を十分に検討いただければと考えております。

(土屋会長)

よろしいでしょうか、それでは案3で了承して、答申案を進めるということでいったん整理したいと思います。

附記する内容については、まずは、幼児を含めた安全対策に対して、設備と人員の運用マニュアルをきちんと整備することを付け加えていただくことをお願いします。もうひとつ、説明会では授業以外の土・日曜日にも利用できるようにしてほしいという要望も出ていました。これは、期間の問題については運営に当たって整備する、というようなことでよろしいでしょうか。大きく分けてこの2点を附記していただいて、審議会からの答申とさせていただきますと思います。

ここで一度休憩を取り、答申内容を皆様にご確認いただけるように、事務局に答申案を作成していただきたいと思います。事務局、よろしいでしょうか。

(事務局)

はい。15分程度、お時間をいただければと思います。

(土屋会長)

では、休憩に入らせていただきます。

16時15分から再開いたします。

【休 憩】

(土屋会長)

それではお時間になりました。皆様のお手元に答申案をお配りさせていただきました。読み上げたいと思います。

【答申案読み上げ】

最終調整に入りますので、ご意見があれば挙手願います。

まず、私から。記以下2行目「代替として開放した東小学校のプールについては、開放期間中、特に問題なく」とありますが、たまたま問題が無かっただけで、このような形で答申案に明記すると安全対策についても確認し認めたような印象を与えてしまうので、少し考えた方がよいと思います。

(事務局)

「夏期開放」の「夏期」と、「夏季休業期間」の「夏季」がありますが、よろしいでしょうか。

(土屋会長)

夏の期間の事なので、「夏期開放」でよいのではないのでしょうか。

(大館委員)

「夏季休業期間」は夏休みの事で、季節の「季」です。

(事務局)

では、修正なしで。

(松本委員)

言葉遣いの問題ですが、「跡地を東部公民館の駐車場として活用することは適正であると考えます」とありますが、「適正」とは正しい、正否判断ですから、もう少し幅を持たせて「適切」や「妥当」が審議会の言葉としては、よいのではないかと思います。

(土屋会長)

「審議においては、～考えます。」という語尾の表現ですと、個人が判断したような響きがありますので、審議会で検討したことを明確に表す上で、「審議においては、～妥当だと判断しました。」としたらどうでしょうか。

それと、先ほどの「特に問題なく」についても削除した方がよいのではないのでしょうか。

【一同、賛成】

(土屋会長)

あと、附記の2、細かく言うと、設備の事や、監視員や指導員などの人員についてご意見がありましたが、「万全の安全対策を図る」の中に全て含めると理解してしまうか、具体的に明確に附記するか、どちらがよいのでしょうか。

(秋山委員)

言葉としては、このとおりで綺麗ですが、私たちの意思、気持ちをきちんと書いた方がよいと思います。

(土屋会長)

どのように附記しますか。

(西岡委員)

先ほど私が意見した時は、施設面と人員配置の2点をお願いいしましたが、入れた方が強調されるかと思います。「施設及び人員配置のマニュアルを作成するなど」と入れていただいて、「細心の注意を払うこと」に繋げていただきたい。

(土屋会長)

例を申し上げます。「幼児用のエリアの設置に当たっては、万全な安全対策を図るとともに、施設及び人員の運用に関するマニュアルを作成するなど、細心の周囲を払うこと。」でいかがでしょうか。

(事務局)

確認のため、修正箇所を反映した答申案を読ませていただきます。

【修正後の答申案読み上げ】

以上でお間違いないでしょうか。

(土屋会長)

「妥当だと判断」に直した前、「活用することは」を「活用することが」に換えてください。それでは、この内容で来週中に教育長に答申いたします。よろしいでしょうか。

【一同、賛成】

それでは、議題1は終了とします。ご協力ありがとうございました。

それから一点、審議中にもご意見が出ましたが、東部地区の一種の福祉施設が廃止されるということを考えると、本来的には、それに代わるフィットネスジムや、温水プール、温浴施設といった総合施設の設置が望ましいように思われます。ただそうした大規模な内容は総合計画の範疇で今次の総合計画は令和2年度にスタートしたばかりということなので、今回の答申とは別の話になりますが、可能であれば次期総合計画を検討する際に、東部公民館を含めた周辺施設のあり方について検討事項として盛り込むことを、課内での申し送り事項として残していただけないかと思いました。今回は単年度の問題状況への答申であると理解しておりますが、その点何とぞよろしくお願いいたします。

次に(2)その他について、事務局から何かございますか。

(図書館長)

図書館長の新倉でございます。本年度、当審議会でご審議いただき、答申をいただきました「第2次流山市子どもの読書推進計画」素案のパブリックコメントの実施結果についてご報告いたします。

昨年11月20日から12月21日までの1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。本件につきましては、市役所や出張所、公民館、図書館だけでなく、各小・中学校、私立を含めた幼稚園・保育園などの子育て支援施設にも設置させていただき、ポスターを作成して、QRコードも付けて、さまざまな角度から見られる形で工夫しました。

その結果、33名の方から88件のご意見を頂戴いたしました。主な内容ですが、学校と学校図書館についてのご意見が56件、市立図書館についてのご意見が23件、その他が9件でした。学校関係につきましては、学校図書館司

書の配置や勤務時間についてや蔵書の充実、朝読書の充実といった内容が多くございました。市立図書館につきましては、さらなる蔵書の充実と、学校との連携、団体貸出の充実についてのご意見をいただきました。

これに対する市の考え方につきましては、現在、庁内手続きを進めており、1月24日に政策調整会議、1月31日の庁議を経て、2月の中旬に市議会に説明の上、2月中旬にホームページで公開する予定です。私からは以上です。

(公民館次長)

公民館次長の長岡です。館長の寺門に代わりまして、流山市ゆうゆう大学第11期の入学案内について報告いたします。お手元に配付した入学案内書の表紙をご覧ください。

ゆうゆう大学は、65歳以上の流山市民のための2年間の大学です。北部公民館や南流山センターなど、市内6か所で開講し、環境、防災、健康、地域史、自然などのさまざまなジャンルを学びます。今週火曜日から来週火曜日にかけて、ゆうゆう大学入学説明会を6会場で実施しております。資料2ページにはゆうゆう大学設置の趣旨や、教養科目と選択科目などについて説明しています。4ページには募集要項が載っております。開講期間は令和4年4月から令和6年1月までで、募集対象は65歳以上の市民です。また、定員は各学年70名とし、合計で420名を募集いたします。

次に受講費用ですが、20年間無料で開催してきましたが、来年度から年額1万円とさせていただきます。理由としては、受講費用を有料化にし、その分魅力ある講師をお招きすることで、多くの学生に社会に還元できる知識習得を得ていただき、また、受益者負担の観点からも適正な歳入・歳出予算に寄与できることからです。

最後になりますが、5・6ページには教養科目の学習内容、合同講演会、選択科目の学習内容をご案内しております。委員の皆様のお知り合いへのご案内の程、どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

(土屋会長)

事務局から何かございますか。

(事務局)

今回の会議については、議題・日程が決定次第ご案内いたします。以上です。

(土屋会長)

それでは、以上で議事を終了します。

皆様にはご協力いただきまして、ありがとうございました。

(司会)

土屋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第4回生涯学習審議会を終了いたします。

【17時 閉会】